

写

事務連絡  
令和2年5月18日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送料費用の取扱いについて

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡（以下、「4月10日事務連絡」という。））に従って実施されているところですが、先般、令和2年度補正予算の成立を受け、「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について」（令和2年4月30日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出されているので、生活保護業務においても、下記の点についてご留意いただくとともに、管内実施機関への周知をお願いいたします。

記

1. 4月10日事務連絡の取扱いに従い実施された、電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料等については、4月30日以降厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において実施される「薬局における薬剤交付支援事業（以下、「支援事業」という。）」の対象とされており、生活保護受給者に対する配送料等についても当該支援事業の対象となる。
2. 上記における配送料等の一部患者負担分は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知、令和元年9月25日社援発0925号第2号改正まで）第3の9（2）の尚書きに基づき、医療扶助給付を認めて差し支えない。  
なお、支援事業の対象とならず、被保護者に対し配送料等が請求されてい

る場合においても、必要性を確認の上、同様に給付を認めて差し支えない。